

令和7年度 茨城県県北企業経営力革新セミナー等実施業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度 茨城県県北企業経営力革新セミナー等実施業務委託

2 業務の目的

茨城県県北地域（以下、「県北地域」という。）（※）において、成長意欲の高い地元企業等を対象に、中長期的に必要なとされる本質的な経営課題に対する「気づき」を促すとともに、自由な発想等から生まれる新たな事業展開を支援することで、生産性向上や雇用創出等による地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（※） 県北地域：日立市、高萩市、北茨城市、常陸太田市、常陸大宮市、大子町の6市町

3 業務の内容

（1）経営力革新セミナーの実施

県北地域の成長意欲の高い地元企業等を対象に、本質的な経営課題に対する「気づき」を促し、新しい事業展開に取り組むきっかけとなるセミナーを実施すること。

① 企画

ア 会場 県北地域（※）

イ 回数 2回程度

ウ 日程 5月から7月頃まで

- ・会場、日程等の調整及びカリキュラムの企画・設計を行うこと。
- ・適切な講師（専門家、過去の本事業参加企業等）の選定及び依頼等の調整を行うこと。
- ・市町村及び支援機関等と必要な調整を行うこと。

（※） 県北地域での開催を基本とするものの、カリキュラムによってより効果的に業務目的の達成することが見込まれる場合は、県と協議の上、県北地域以外の会場での開催とすることができるものとする。

② 運営

- ・会場、講師等との調整を含む当日の運営及び進行管理を行うこと。
- ・必要に応じてスタッフの手配を行うこと。
- ・出欠状況を管理し、問合せには適切に対応すること。
- ・参加者を対象としたアンケートを実施し、集計分析を行うこと。
- ・講師への旅費及び謝金の支払いを行うこと。
- ・会場費、消耗品及びその他実施に係る経費の支払いを行うこと。

（2）「アイデアソン」によるビジネスプラン策定支援

（1）の参加企業等の成長意欲の高い地元企業等の新しい事業展開を後押しするため、地元企業等から提案されたプロジェクトについて、様々な業種の参加者がアイデアを出し合い、ディスカッションする「アイデアソン」を次のとおり実施し、ビジネスプラン策定を支援すると共に、県北地域の振興に意欲的な企業・個人が集まるネットワークを構築すること。

① 企画

ア 会場 県北地域（※）

イ 日程 4月から1月まで

ウ 回数 ディスカッション5回程度、成果発表1回

エ 想定する参加者

(ア) プロジェクトを提案する企業

企業数	10社程度
留意事項	・企業は、県北地域にて事業を実施している、又は事業実施を予定している企業とすること。 ・募集にあたっては、必要に応じて支援機関等と連携し、ヒアリングを実施するなどして、成長意欲の高い企業を掘り起こすこと。

(イ) (ア)の各企業とディスカッションする参加者

参加者数	企業1社に対し5～10名
留意事項	・参加者の住所地は、地域内外を問わない。 ・募集にあたっては、意欲的に企業のプロジェクトに関するアイデアを提案できる人材が集まるよう配慮すること。

- ・会場、日程等の調整及びカリキュラムの企画・設計を行うこと。
- ・成果発表は、支援者となる可能性がある者や県北地域の振興に関心のある者等（想定される例：投資家、ビジネスパートナー、金融機関、大学等の研究機関等）に対し、策定したビジネスプランを発表する仕組みとすること。なお、その際には、審査員による所定の審査を行い、県北地域の地元企業等の模範となる優良プランを表彰すること。また、審査基準については、県と協議のうえ決定すること。
- ・適切なゲスト（専門家等）の選定及び依頼等の調整を行うこと。
- ・市町村及び支援機関等と必要な調整を行うこと。

(※) 県北地域での開催を基本とするものの、カリキュラムによってより効果的に業務目的の達成することが見込まれる場合は、県と協議の上、県北地域以外の会場での開催とすることができるものとする。

② 運営

- ・会場、講師等との調整を含む当日の運営及び進行管理を行うこと。
- ・必要に応じてスタッフの手配を行うこと。
- ・出欠状況を管理し、問合せには適切に対応すること。
- ・参加企業等を対象としたアンケートを実施し、集計分析を行うこと。
- ・ゲストへの旅費及び謝金の支払いを行うこと。
- ・会場費、消耗品及びその他実施に係る経費の支払いを行うこと。

(3) その他支援等

(1)、(2)の参加企業に対し、次の①、②のとおり必要とされる支援等を実施すること

① 支援機関等の紹介

県北地域の地元企業等の現状を十分に分析し、セミナーやアイデアソンの参加企業が、経営課題の解決や、(2)で策定したビジネスプランの実践などの新しい事業展開の実践に速やかに動き出せるよう、必要とされる支援機関等を適切に紹介すること。

② 情報発信

(2)で策定したビジネスプランの実践などの新しい事業展開を後押しするため、また、地元企業等の変革に対する機運醸成に繋げるため、県や受託者のWebサイト・SNS等により、本業務の内容を効果的に発信すること。

4 県の関連事業等との連携

業務の実施に当たっては、県が別に実施する起業やビジネス活動の支援に係る産業振興等の事業と効果的に連携すること。

5 著作権の取扱い

- (1) 本委託業務の実施による文章、画像、音声その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、成果品にかかる著作権者人格権を有する場合においても、これを行わないものとする。

6 成果品等

受託者は業務完了後、委託業務完了報告書(委託契約書様式第2号)とともに、以下のものを、委託者へ提出すること。

(1) 提出物

- ・実績報告書 正本1部(紙媒体)
- ・収支計算書 正本1部(紙媒体)
- ・写真、動画や業務に関連して作成した資料等の電子媒体 1式

(2) 提出期限

令和8年3月31日

(3) 提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県政策企画部県北振興局

7 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、業務の進捗について、随時委託者に報告すること。
- (3) 受託者は、業務の取組や活動について委託者の指定するSNSで情報発信をすること。
- (4) この仕様書に定めのない事項または業務に疑義が生じた場合については、委託者と協議して定めるものとする。